

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年2月13日（月）20:10～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長他

<質疑応答>

○司会 御案内していた時刻になりましたので、ただいまから2月13日の原子力規制委員会臨時会見を始めます。皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、質問をお願いします。

質問のある方は、手を挙げてください。マサノさん。

○記者 フリーランスのマサノです。ありがとうございます。

まず最初に、今日、石渡委員の心情は理解したということをおっしゃっていました。聞いた側としては、石渡委員は理路整然とされてお話をされていたので、心情という言葉は失礼に当たると思ったのですが、そのようにはお感じにならなかったのでしょうか。どのようなつもりで、心情という言葉が使われたのでしょうか。

○山中委員長 石渡委員、最後にも、最後に述べられたように、原子炉、原子力規制委員会の設置と運転期間の制限について、これはもうセットで決められたものであると。ここについては、変えること、原子炉等規制法を変えることというのは許し難いという、これはまず、そういう御心情から来たものであるというふうに解釈はいたしました。もちろん技術的な点で、まだ一致していないところももちろんございますけれども、先生の御心情はそうだろうなというふうな解釈をいたしました。

その点において、先生の御心情を変えるとというのは、これから議論を続けていても、まず不可能かなということをおもいましたので、技術的な議論というのを今日1時間余りにわたって行いましたけれども、それに基づいて、最後、決を採らせていただいたということでございます。

○記者 はい。次の質問をさせていただきます。

今日、GX（グリーントランスフォーメーション）基本方針には、原子力規制委員会による厳正な安全審査が行われることを前提にということ、運転期間が炉規法から削除されて、安全規制、新たな高経年化制度をつくるということ、結局多数決になったわけなのですが、その反対の一つの食い違い、論点としては、結局60年以降というところが今回の新しいところであるにもかかわらず、そこの安全、厳格な安全審査というのがないということが一つの論点だったと思います。つまり、基本方針で言っている要件をクリアできていないのだと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、現時点で40年における運転延長認可制度の中で、60年までの運転延長を評価するという手法については、科学的、技術的に、我々これまで経験を積

んできたことをございますし、その審査の中で、少なくとも60年を超えるような物理的な性質については、きちっと評価をすることができるということは確認をできましたので、これまで議論の中で出てきております、50年まではこれまでの評価でいいでしょうという、そういう議論をこれまでしてきたかと思えます。少なくとも60年以上についても、私は基本は50年までの高経年化技術評価あるいは運転延長認可制度の審査のやり方で、現状、十分なのではないかなというふうには思っておりますけれども、今後、議論の中で、設計の古さ等について、どういう項目を入れるべきなのか、あるいは、バックフィット制度の中で十分見られるのかについては、議論していきたいというふうに思っています。

○記者 すみません。その、今の点なのですけれども、石渡委員がおっしゃった一つの点として、年がたつにつれて、やはり項目を変えるべきではないかということがあって、それに対して杉山委員が、設計の古いものをふるい落とす基準というのをこれから考えるのだということをおっしゃいました。その基準は、一体どこにあるのでしょうか。それはできるのでしょうか。ということが議論になったと思えますが、その点についての委員長のお考えをお願いします。

○山中委員長 少なくとも、物理的な特性の劣化については、これまでの科学的、技術的な我々の経験から、十分評価はできると考えておりますけれども、設計の古さについては、どういうところが設計の古さに当たるのかについては、これから議論をしていかないといけないところですし、私、考えている幾つかの項目については、これまでのバックフィット制度の中で、十分評価は可能かなというふうには思っておりますけれども、まだこれから杉山委員とも議論を重ねる必要はありますし、伴委員も同じようなことは言われているので、どういう項目を見るべきなのかということについて、新たに何か項目を付け加えるのか、あるいは、新たな劣化モードというのが出てくるのかどうか、この点については、これから議論していきたいというふうに思っています。少なくとも、私自身、60年以降、何か新しい劣化モードが今、すぐさま出てくるというふうには考えておりません。

○司会 ほかに御質問、いかがでしょうか。

ワタナベさん。

○記者 時事通信のワタナベと申します。よろしくをお願いします。

委員長は、先週議論の中で、できるだけ多数決は採りたくないとおっしゃって、今週にさらに議論を延ばしたわけですが、結局最終的には多数決に踏み切ったかと思えます。これはなぜなのかというところを御説明ください。

○山中委員長 やはり、運転期間の根本に対する考え方が、そもそも石渡委員とほかの4人が違うということ、この点がやはり、もう多数決に踏み切らざるを得なかった点でございます。この点については、残念ながら、私自身は令和2年7月の我々が出した見解とい

うのは、これ、決定事項でございますので、委員全てが賛同されて決定された、そのときは多数決は、結果的には採らなかったかと思うのですが、そのような決定事項ですので、そこに疑義を持たれたというのは、これはもう、根本的にお考え方が違うところなのかなということで、多数決をさせていただきました。技術的な議論というのは、今日かなりさせていただきましたので、これからも石渡委員に確認をさせていただきました、高経年化した原子力発電所の安全規制については、議論に参加するよと、積極的に議論に参加するよというお答えをいただきましたので、またその議論の中でさらに技術的な疑義が出るようなことがあれば、きちっとお答えはしていきたいし、議論をしていきたいと思えますし、また、運転期間に対してのお考えについても、その議論の中で何かお考えが変わることがあれば、それは我々残り4人にとっては、好ましいことだなどというふうに。

○記者 もう一問伺います。単純に、決で見れば4対1ということですがけれども、とはいえ、伴委員ですとか杉山委員からも、かなり厳しい、賛成はするけれども、この進め方に問題があったのではないかなどといった意見がついたかと思えます。これほどの重要案で票が分かれた、多数決になったということだけでもかなり異例と思えますけれども、そういった意見がついてでの、限定的な賛成と言ってもいいかもしれませんが、そういったことになったことについて、率直にどのように受け止めておられますか。

○山中委員長 高経年化した発電所に対する安全規制の大切さというのはどこにあるのかということは、私自身、これからもきちっと皆さんで議論していくべきことだろうと思えますし、私は何か、年限を区切るということが安全規制のあるべき姿ではあるとは思っておりません。少なくとも、ある年、年、年で、きちっと基準を満たしているかどうか、それを我々が確認する。満たしていなければ運転は認可しないし、満たしていれば運転を許可するという、そこに尽きると思えます。それをきちっと、これから丁寧に議論して、具体的なルールづくりをしていきたいというふうに思っておりますし、その中で改めてまた、運転期間に対する考え方を再度議論する必要があるれば、また議論はしたいというふうに思っています。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いたします。

先ほどの時事通信のワタナベさんの質問とかぶるのですがけれども、今回、福島第一原発事故以降の原発政策に関する重大な転機で、委員会、委員の間で多数決で意見が分かれてしまった、このことについての受け止めにまずお願いたします。

○山中委員長 運転期間そのものに対する考え方が、4人の意見とお1人で分かれてしまったというのは非常に残念なことだと思っておりますし、この点については、今後も議論は続けていきたいと思えますけれども、基本的に石渡委員以外の4人の意見としては、運

行期間については、利用政策あるいは政策判断とお考えいただくことであって、我々規制委員会が何か意見を申し述べる立場ではないと。これは、これまで何度もお話をしてきますように、原子力発電所の寿命というのは、それぞれ使われてきた環境によって変わってくるものですし、個々の発電所についてきちっと基準を満たしているかどうかとこのを見ていくことが我々の務めだと思っておりますので、期間そのものを議論するというは、政策的に議論をいただくということが、私は妥当な姿なのかなというふうに思っております。ここについて、やはり石渡委員とほかの4人のお考えがずれたというところで、もう根本のところから食い違ってしまったというのは、極めて残念です。

○記者 すみません。会合で杉山委員も言及されていたのですけれども、そういった、石渡委員と意見が分かれてしまったところって、杉山委員がおっしゃっていたのは、議論がちょっと急かされて、外力の要因で急かされてという部分もあったかとは思いますが、委員長御自身は今回のこの議論について、期間としてはどのように思っていますか。

○山中委員長 少なくとも、これまで様々な重要な議案は議論はしてきたかと思うのですが、この高経年化した原子力発電所の規制についての議論というのは、4か月、議論をさせていただきました。ただ、法案提出という、最後のデッドラインというのは、これは決められた締切りでございますので、そこはやむを得なかったところはあるかなというふうには思いますけれども、時間的には、4か月、様々な形で、いろんな項目について議論はさせていただいたかなというふうに思います。

ただ、この議論あるいは検討については、10年前から、既に私は規制委員会の宿題として頂いて、様々な形で進められてきたことだと思います。最初の5年は、延長認可制度の制度設計と、実際にそれを審査していくという、そういうプロセスを経験したという重要な5年間だったと思いますし、その後の5年間は、当然、事業者からの様々な要望もあって、いろんな議論は出発したかと思うのですが、運転期間って一体何ぞやということについての宿題を、我々は真面目に検討して、少なくとも運転期間というのは、我々が判断できるものではないという結論に至ったというのが、2年前の結論だったかと思えます。ただ、そこに疑義が生じてしまったというのは、非常に残念です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 いかがでしょうか。

ヨシノさん。

○記者 すみません。テレビ朝日、ヨシノです。

そもそもなのですが、今回のこの改正で、60年という年限がなくなってしまうわけなのですが、これは委員長は、これについては規制緩和であるのかないのか、どのようにお考えですか。

○山中委員長 そもそも、その60年あるいは40年というものが、安全規制なのか、何なの

かというのが、まず根本にありたいと思います。私自身はこの期間というのは、あくまで、これはもう、前委員長もよくお話しされていたことですが、あくまでも、原子力規制委員会にとってはタイミングであるという、そういう御発言をされておりました。したがって、運転期間というのは、安全規制ではないという、私もそういう、同じ判断です。

○記者 ごめんなさい。ちょっと分からないのですが、そうすると、これは、規制緩和ではないということですか。

○山中委員長 規制緩和ではないというふうに考えておりますし、むしろ、きちっと高経年化した原子炉についての評価を、安全規制上できるような仕組みをきちっとつくる、あるいはルールをつくるということが我々の本来の任務であると。期間を短くするとか長くするとかというのは、我々の任務ではないというふうに思っておりますし、安全規制ではないというふうに考えています。

○記者 あの、恐らく、大多数の国民は、そこを多分理解していないと思います。大多数の国民は、残念ながらこれを大規模規制緩和だと思い、ものすごい違和感を感じている人が多いのかなと思うのですが、杉山委員もおっしゃっていましたが、繰り返しますけれども、早急で説明が足りなかった部分があったのではないのでしょうか。その辺いかがお考えでしょうか。

○山中委員長 やはり、この運転期間のお話というのは非常に分かりにくい、国民にとっても分かりにくい話だったかと思っておりますし、2年前に非常に大切な結論を出したにもかかわらず、委員そのものが今日反対の意見を述べられたということは、少なくともこの2年間、国民には何も伝わっていませんし、この4か月間、本当に伝わったかというところ、やはり杉山委員言われるような側面があったかと思っておりますし、これから、少なくとも多数決で前に進めることを私自身は決断いたしましたけれども、これからの詳細なルールを決める中で、より丁寧な説明を、当然その、国民に対する説明というのは直接なかなかできませんので、皆さんの、メディアの皆さんに対するお答えを丁寧にさせていただくことで、御理解を得るような努力はしてまいりたいというふうに思っています。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ヨシダさん。

○記者 すみません。毎日新聞のヨシダです。よろしくお願いします。

まず、今日の議論の中で、先ほどちょっと出ているのですが、今回、石渡委員は、三つの問題点を指摘して、その中で根本的に運転規制に関する考え方が違うということで決を採りましたが、仮にほかの2点については、議論によって埋め合わせる可能性はできた可能性もあるのではないかと考えますが、それを、なぜ今日、決を採ったのか、もう一回議論、水曜日にしなかったのか、お願いします。

○山中委員長 やはり運転期間の根本的な考え、2年前の、少なくとも石渡委員が入ってい

ただ、結論を出した委員会の議論の結果が御理解をいただいていないというところで、その御理解を覆すというのは、短時間では難しいなというところはございました。したがって、今日、決は採らせていただきましたけれども、少なくとも、石渡委員、今後の議論には積極的に参加をしていただくという御表明はいただきましたので、その議論の中で、様々な疑問に改めて答えをさせていただこうかなというふうに思っております。

○記者 あと、その、今日、ほかの委員からも性急に過ぎたのではないかという意見が出されましたけれども、あと、60年を超える部分の安全規制についてはまだ何も決まっていなくて、石渡委員の指摘もありました。そんな中で、外枠の法律だけを先に決めたことについて、問題はなかったと、今でもお考えでしょうか。

○山中委員長 少なくとも大枠をまず決めさせていただくということが、まず一つの目的でございました。その中で、少なくとも、50年までについては、現行の40年の認可制度で十分評価をできているので、50年までさらにその認可制度を設けるということで、中身については十分でしょうという議論はさせていただきました。少なくとも、これまでの議論の中で、50年までは高経年化技術評価をさらに認可制度にグレードアップすることで、きちっと高経年化した原子炉の評価はできるでしょうと。少なくとも60年までは、これまで40年で見ていくわけですから、その評価は問題ないでしょうという議論はさせていただきました。

また、今日もお答えをさせていただきましたけれども、これまでの議論の中で、60年についても、50年までの、少なくとも評価項目については、最低限それはきちっと見るということで、かなりの評価はできるでしょう。ただし、高経年化したということで、そのそれぞれの炉で特徴的なことというのは追加項目として、きちっと見ていかないとはいけないというのは、我々も、私もお話をさせていただいているところですし、さらに60年を超えるということになりますと、設計の古さというところ、これをどういうふうに見ていくのかということについても、今後議論をする必要があるかなというふうに思っています。ただ、これまで、設計の古さについては、私自身の考えとして、今思い当たる設計の古さについては、バックフィット制度の中できつと見ることができるので、特段その、新しいモードが出てくれば、今後何か新しいことを考える必要はあろうかと思えますけれども、特に、今のところ、設計の古さについて、新たな何か項目を付け加えるということは、私自身は感じておりません。

○記者 法律の枠組みを先に決めたということなのですが、いわゆる、中の、60年超の検査の在り方も含めて、全体をつくってから法改正をするという選択肢もあったと思うのですが、そうしたほうが国民への理解とか、石渡さんの60年超のものは決まっていなくてというふうな指摘に対する回答もできたのではないかと思いますけど、なぜ外枠だけを決めたのかお願いします。

○山中委員長 やはり、まず、大枠の制度としてどういう制度をきちっとつくっていく必

要があるのかというのをきちっと議論をしていきかけたというのが一つでございます。で、やはりそれにも相当程度の時間はかかるだろうというふうに思っておりましたし、4か月、今日でたっているわけですがけれども、それぐらいの期間はかかるだろうということを考えています。ただ、私自身、最初にもお話をさせていただきましたけれども、国際的に見ても、期限なしという国がどういうふうに対応しているかという、例えば20年ごとのそういう評価ですとか、あるいはフランスなんかですと、10年ごとのそういう評価というのがなされているということを考えると、日本の場合には高経年化技術評価という制度と、40年の運転延長認可制度という評価制度が、二つ走っているわけで、それをうまく利用することで、より厳正な評価制度ができるかなということ、その議論をまず先にさせていただいたというところです。

ただ、その中身については、基本的に、40年なり、あるいは30年で見ていっているその中身と、基本的には変わらないというふうには思っています。

○記者 まあ、別に、その、まだ40、最後の原発、一番古い原発という、まだ10年以上残っている中で、現行制度のままでもあと十何年はいけたとは思いますが、それをせずに、今回、法枠だけを決めたのは、例えば古い、10年以上、束ね法の中で議論するという、エネ庁のアイデアに引っ張られたということはないでしょうか。

○山中委員長 決してそういうことはございません。やはり2年前の結論が、私としては有効である。つまり、運転期間については我々何か意見を申し述べるべき事柄ではないという結論が2年前に出ておりますので、そうすると、何か運転期間を短くするとか、あるいは長くするとかという政策的な提案が出てきた場合に、どういう制度になろうとも、我々は見ないといけないのは、高経年化した原子炉が安全に運転できるかどうかというところを安全規制の中できちっと見ていくというのが我々の任務であるというふうに考えましたので、まず、そこをまず制度設計をするということが先決であったわけでございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい。ほかに御質問いかがでしょうか。

ヤマノさん。

○記者 はい。すみません、朝日新聞のヤマノと申します。

今回、この石渡委員との間で、この考え方が根本的に食い違ってしまったというのは、そもそもどうして根本的に食い違うに至ってしまったとお考えでしょうか。

○山中委員長 私自身、平成2年7月29日（※1）に出した原子力規制委員会の結論、そのものに対する解釈の違いかなというふうに思いますし、石渡委員、問題意識としては、運転期間と原子力規制委員会ができたということ、運転期間に制限が設けられたということと、規制委員会ができたということ、これがセットで極めて重要なのであるというのがお考えの中であって、平成2年（※1）の見解についての認識がそこでずれてしまった

のかなという、この点については、非常に残念なところですけども、原因としてはそこにあるのかなというふうに思います。

○記者 この食い違いというものは、今後議論して埋められるものなのでしょうか。

○山中委員長 運転期間に対する見解というのは、やはり重要なポイントでございますし、今日は多数決で、少なくともその部分も含めて皆さんの意見をまとめましたけれども、やはり1名、その分について、見解が違うというのは、やはりその溝というのは、埋めていきたいなというふうに思っています。

ただ、石渡委員自身も高経年化に対するこれからの技術的な検討には積極的に参加しますという御意見をいただいておりますので、その議論の中で併せて、5人全員の意見が一致する方向で議論が進めていければなというふうに思っています。

○記者 いわゆる福島事故の教訓として、今まで運転期間というものがなかったものが運転期間というものを規定したという経緯というのものもあるかと思うのですが、そういった意味で石渡委員のお考えというのは、一つ、国民はそう思っていた部分があるかと思うのですが、いわゆる教訓として運転期間を導入したという、そこら辺の委員長との、御意見との差というか、その辺はどのように考えておりますでしょうか。

○山中委員長 運転期間については、今日もかなり皆さんで議論はさせていただきましたけれども、この10年間、様々な議論、あるいは委員会としての経験を積んできたかと思えます。少なくとも最近の5年間については、運転期間とはどういったものであるのか、あるいは停止期間とは一体何だということを事業者との議論の中で様々な意見を闘わせてきました。運転期間については、我々、何も意見を申し述べることはできないというのが、最終的に令和2年の結論ですし、停止期間については、当然、劣化は進みますという、そういう結論が、我々の委員会の結論として導けたというところで、その辺に対して、委員1名が十分な理解が得られなかったというところは非常に、当然、決定事項ではございますけれども、非常に残念だなというふうに思います。

○記者 これ、関連して、先ほど運転期間に関する考え方というのが、国民になかなか理解されていないというところで、委員間でも食い違いがあったというふうなことのお話があったのですが、いわゆる今回、原子力を専門とされている4人の方は賛成されて、地質学が御専門の石渡委員が、そこが食い違ったというのは、その運転期間に関するもの、考え方というのは、原子力を専門とされている方の間では共有できて認識できているけども、石渡委員は地質学者でそこら辺が何か共有できていなかったとか、そういったことってあるのでしょうか。

○山中委員長 そうは思っておりません。原子力の利用に対してどういうふうな考えであるべきなのかというところ、委員会としてどうあるべきなのかというところ、そこが恐らく違ったというところで、必ずしも分野の違いということは、原因だとは思っていません。

○記者 じゃあ、最後1点、令和2年の見解のことなのですけども、今日、石渡委員から

金科玉条のように扱うのはどうかというお話があったかと思うのですが、この運転期間に関するお話の中で、これまで委員長がいろいろ、この会見の場とか国会とか委員会の場でも、この令和2年の見解というのを大変何度もお話しされていたということがあるかと思うのですが、やはり令和2年の見解というものをもって、この運転期間に関する考え方というのを理解するというのがなかなか、やはり今日、石渡委員が土壇場でそういうお話になったということを考えても、難しいのではないかなと思うのですが、この見解というものを何か別の表現というかお話で今後御説明されるようなお考えというのはあるのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、令和2年の7月9日（※2）のいわゆる書類というのは、委員会の決定事項でございますので、それに対する重さというのは、私、重たいものだ判断をしておりましたし、それを根拠にいろんな説明を、様々なところでさせていただきました。いろんな議論が少なくともこの5年間、あるいは10年間、様々な運転期間に対してどういうふうを考えるのだということについて検討を重ねてきて制度設計をして、経験を積んできたわけですけども、少なくとも委員会で何か決定をしたというのは、あの1回だけですので、その重さというのは、私は非常に重たいものであると考えて、それに基づいて、いろんな回答をさせていただきました。

ただ、国民にも理解が得づらいところであるというのが、意見として今日もいただきましたので、その点についてはどういう説明をこれからさせていただくのが国民の皆さんに我々の原子力規制委員会としてのありようというのがどういうものであって、運転期間についてどういうふうを考えているのかということについて、よりきちっとした説明をこれからも心がけるつもりです。

○記者 すみません。ありがとうございました。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

一番前の列の方、通路側の方。

○記者 すみません。東洋経済新報社のオカダです。よろしくお願いたします。

運転期間の件で、確かに、GX基本方針では、40年プラス20年に今までの停止期間をカウントするとなっているわけですけど、経済産業省がまとめた原子力小委員会の行動指針などを見ますと、それもいずれ見直しをするというようなことが書かれているということを考えるに、今後その期間が外されたら、80年とか100年とか、あるいは外されるということも想定しなきゃいけないのかと思うのですが、本当にそうなったときに、原子力規制委員会が安全規制により厳格にチェックするということは、本当にできるのかどうかというのが、ちょっと根本的に難しいのではないかと。石渡委員も、審査を厳しくした結果、利用期間が延びちゃって、それが安全上問題になって、それを安全規制で厳しくチェックするのではというのは、かなり国民的に見ても無理があるような気がするのですが、そこはやっぱり理解、国民が理解できていない、国民とのやっぱりギャッ

プというのが、その辺にあるのじゃないかと思うのですが、どうなのでしょう。

○山中委員長 確かにいわゆる安全規制と劣化の話というのが、うまく説明ができていないところもあるかなというふうには思っています。当然、原子炉が使われている、使用期間が長くなれば、劣化が進んでいくというのは事実です。ただ、安全規制というのは、ある基準を設けて、その基準以内であれば、原子炉は運転してもいいですよという、そういうルールになっていますし、少なくとも各国の事例を見ましても、我々もそういうふう考えたのですが、運転期間の制限を仮に取っ払われても、きちっと高経年化した原子炉の安全規制ができる仕組みというのはどういう仕組みかということをおもひも考えましたし、今回提案した10年ごとの高経年化技術評価と認可制度をうまく統一した制度というのは、非常に制度としては厳正に基準を審査する制度になっていると思いますし、劣化が進んでいって、基準を満たさなければ、当然、運転は許可しないということになりますので、そこについては、特段、私は、何か疑問を感じているということもありませんし、原子力規制委員会が高経年化した原子炉の安全規制ができなくなるというふうには考えておりません。

○記者 ただ、その50年までは現行、今までの仕組みを法制化したりとかということではあれでしょうけど、60年を超えてさらにという部分が、今回の一連の政策ではきちんと盛り込まれていないというふうにも考えるのですが、その辺がやっぱり国民の不安にも直結しているのではないかと思います。

○山中委員長 その辺り、これから丁寧に、どういう細かい規則にしていくのかというのは、説明をさせていただこうと思っておりますし、少なくともこれまでの審査で、40年の運転延長認可制度は1回しか、認可制度はございませんけれども、少なくとも60年、あるいは物理的なデータとしては、さらにそれ以上のデータがきちっと取得をされておりますので、それ以上、仮に何か継続的に運転されるというような状態になったとしても、物理的な特性については、きちっと評価ができると。で、基準を満たさなければ、認可はしないという、そういう評価はできるものというふうには考えております。その辺の説明が劣化と安全規制のありようというのがやはり十分に御理解をいただけるように、これから説明はしていきたいというふうに思っています。

○記者 でも、やっぱりそれができないままになっちゃっているというのは、やっぱり政府が急いで、とにかくGX関連法案のほうに束ねてという、そういうことがあったので、規制委としては、杉山委員がおっしゃっていたのですかね、こう、やむを得ず、立てられたみたいな形になったということなのですか。

○山中委員長 必ずしもそうは思っておりませんが、まず、制度の大枠をつくるというのが基本だと私は思っておりますし、少なくとも4か月、時間はかけた。ただし、法案を提出する、しなければならぬという期限があったのは事実です。その事実は、やむを得ないところかなというふうに思いますが、当然その電気事業法と原子炉等規制法が別々に法律として出されるという、もしそういうことが起きると、安全規制上、片

一方だけ通って、片一方落ちるといような、非常に困った事態が生じるということも考えられますので、一緒に法律としては出ささせていただいたというところで、そこに締切りがあったというのは事実ですけども、仕組みづくりに4か月かけたというのは、私は短い時間だったとは思いません。

○記者 もう、手短かに申し上げますが、要するに、もう、じゃあ、今後仮にそういう、何というのですか、運転期間の上限がなくても、規制委としては、十分に自信を持って安全規制ができるというふうに、委員長は思っておられるということなのですか。

○山中委員長 私自身、そう考えています。

○記者 ああ。

○山中委員長 これから、細かな、詳細のルールについては、丁寧に議論はさせていただきますけれども、私自身、この大枠の制度は、少なくとも期限が取っ払われても、十分対応できる制度だというふうに思っています。

○記者 はい。ありがとうございました。

○司会 はい。失礼しました。

その横の方、お待ちください。

○記者 LCMプレスのおシドリです。よろしくお願いします。

委員長が最後の決を採られたときに、伴委員が60年超えをどうするのだという議論が、ふわっとしている中、決めなければいけないのは違和感、違和感とおっしゃいました。杉山委員は、外から決められた締切りに急かされて議論してきた。それが何なのだという思いもあると、強い言葉を出されました。

委員長は4対1と繰り返されるのですが、議論の進め方に強い言葉での異論が2名おられました。石渡委員の反対1と、議論の進め方に反対2ということで、議論の進め方に関しては、多数決が逆になることについては、委員長としてどう思われますか。

○山中委員長 委員のいわゆる議論の進め方についてコメントが出たのは承知しておりますし、十分でなかった点があれば、そこは改善していきたいと思えますし、60年以降の議論についても、これから丁寧にしていこうと思っています。

これからの議論については、石渡委員も参加をしていただくということでございますので、その議論の中で丁寧に、様々な点については決めていきたいというふうに思っています。

○記者 つまり、その、4か月議論してきたと委員長はここで御説明をされるのですが、委員、議論の進め方に関しては、決は逆だったということは、それは感じておられるということですね。

○山中委員長 議論の進め方について何か決を採ったわけでもないですし、コメントが出たのは承知しております。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

で、先ほど質疑の中で、テレビ朝日のヨシノさんとの質疑の中で、規制緩和ではない、規制基準を厳しくつくるのが我々の仕事とお答えになっておられたのですが、しかし規制基準をつくるのはこれから、それに違和感があると伴委員もおっしゃっていたわけで、規制側の仕事の進め方として、規制基準をつくらず法改正をするというのは規制緩和ではないということなのですか。

○山中委員長 少なくとも、高経年化した原子炉の規制について、どういう制度設計をするかというのを議論するのに4か月かかってしまったというところで、さらにこれから先、何か月かこういう制度設計をするというのに時間がかかるというふうに思っております。

○記者 分かりました。すみません、長くなって。

あと、最後なのですが、今回の議論にも関連しますので、今回の議論に当たって、規制庁とエネ庁との事前協議が昨年末から問題になりましたが、私自身も規制庁とエネ庁とそして環境省に情報開示請求をしました。その中で、事前協議の資料について、黒塗りのメリットとデメリットのことについては、そちらの黒川課長が、国民に不当な混乱を与えると。国会で議論が大詰めの際に、規制庁作成の資料としてこれが表に出れば、国民に誤解を、混乱を与えると御説明されたのですが、その黒塗りの中身自身は、委員長は御覧にはなったのでしょうか。

○山中委員長 かなりの部分で中身については見ております。少なくとも、その混乱を招くというよりは、法案審議に関わる案件なので出せないというのが一つ、大きな点かと思えますし、さらに行政庁での様々な仕事に関わることで、必ずしも独立性を毀損するような事案であると、私自身、前から思っておりませんが、できる限り、皆さんにそのような疑念が抱かないように、透明性を持って、資料とかあるいは議事の概要は出すようにという指示はしておりますので、今後、少なくとも意見交換に支障が出る、そのいわゆる規制庁の中での職員の意見交換に支障が出るような、そういう部分については、出せない部分もございませぬけれども、そういうことがないような部分については、資料としては出せるのではないかなというふうに思っています。

○記者 すみません、ちょっと確認をしたいのですが、その、国民に混乱を与えるので、不当な混乱を与えるので出せないと御説明された、メリット、デメリットの黒塗りの中身自体は、御覧になったのでしょうか。すみません。規制委員長のお名前でも不開示の決定は出ますので。

○山中委員長 少なくとも規制庁の中の職員のいわゆる意見交換のメモのような資料ですので、それを、そういう書類を全て開示するというのは、やはり、正常な意見交換をこれから職員の間ですということに、私自身は支障が出ると判断して、不開示、その部分については不開示ということを決断することにいたしましたし、中身については、前々回、黒川課長から説明、口頭で説明があったかと思っておりますので、それが精いっぱいのところかなという、前から御説明をさせていただいておりますけれども、やはり、こ

れ、第一弾の透明性を上げるということの第一弾の活動でございますので、まだ、やる方法があれば、次のステップということはもちろん考えたいとは思いますが、少なくとも今回については、様々な部分について、私がお話したように、法律の審議に関わる部分、あるいは職員の率直な意見交換に障害が出る可能性のある部分については不開示というふうにさせていただきました。表現として、国民に混乱を与えるという表現を取ったのが適切だったかどうかというのは、ございます。

○黒川総務課長 ちょっと1点、事実関係の補足。事実関係だけ補足させて。総務課長、黒川です。

先ほど御質問になりました黒塗りになった規制庁作成のメリット、デメリットの部分、委員長は御覧になっているか。これは御覧になっていただいております。見せております。

以上です。

○記者 黒川課長、ありがとうございます。

すみません。長くなって。ちょっと、委員長の不開示の決定に関する判断が、法律の審議に関わる部分や職員の率直な意見交換に関わる部分なので不開示というのは、申し訳ありません、行政文書の法律で、行政文書の開示義務、不開示の第5条に、それぞれ不開示の理由を書いているのですが、それに一切入らないのです。で、黒川課長が御説明されたのは、審議に入る情報で公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、これですよね。第5条5項のことを御説明されたと思うのですが、法律の審議に関わる部分というのは、国民が知る権利として、情報開示請求に当たるものです。議論で、議論は情報が必要ですので、議論に必要な情報が、審議の最中に、それだけの理由で不開示になることは、すみません、不開示の行政文書としてあり得ないのです。

○山中委員長 少なくとも、その法律の審議に関わる部分が、その審議の途中に開示されることで、無用な混乱を引き起こすというのは当然考え得ることですので、当然その、そういう条文に当たるかなというふうには思うのですが。

○記者 すみません、もう、しつこくて。無用な混乱ではなく、不当に混乱。まあ、法律用語として、著しく、いや、不当にということは、それぞれの固定の意味がございまして。

で、法律の審議に関わる部分、そして職員の率直な意見交換の部分、意思決定に関わるメモなどは、メールであれ、ファックスであれ、走り書きのものであれ、ホワイトボードの写真であれ、開示はされるのです。職員の率直な意見交換や現国会で審議に関わる部分というのは、規制庁として不開示に当たるとお思いになるのですか。

○黒川総務課長 ちょっと、まず1点、法解釈だけ御説明させていただいた上で、その上で委員長から判断、御説明があるかと思います。

御指摘ありました情報公開法の5条の不開示情報。当然、二つの掛け合わせであります。

意思形成過程、要は、各省との間の審議にかかわる情報、当然、それだけでは不開示情報にはなりません。

私が申し上げたのは、それを国民に公開することで不当に混乱を招く恐れ、これは、あそこを書いてありました中身が、現在の規制庁の見解と著しく異なっておりますので、それが公開されることによる不当な混乱を防止する。これが一点目です。

先ほども、委員長がおっしゃったのは、自由な意見交換、これを阻害する恐れということであります。これは、情報公開法に規定されておりますけれども、その意思決定する中で議論する初期段階のものを公表することによって自由な意見交換ができなくなる、そういうものも不開示の対象になっております。それに当たるかどうかは、いろいろな判断がありますけれども、今回はそれに当たるという判断をしたということでございます。

○山中委員長 それについて、メモの中を私も拝見しましたがけれども、やはり非常に初期的なメモでございますので、今、黒川課長から説明があったような誤解を招くものがある可能性があるので、そこは不開示ということで私も判断いたしました。

○記者 分かりました。すみません、長くなって。黒川課長、最後に。

意見交換を阻むものの不開示は、他国、もしくは国際機関との信頼関係であって、省庁内の意見交換を阻むので不開示という理由は、この法律上ありますか。すみません、不勉強で。

○黒川課長 それはあります。

○記者 ありがとうございます。この第5条の不開示の中に入っていますか。

○黒川課長 5条の、たしか5号だっと思えますけれども、意見交換に関する情報の中でという規定の中に、その不当に国民に混乱を招くですとか、自由な意見交換を阻害する、そういったことが規定されておるかと思えます。

○記者 すみません、長くなって。ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問いかがでしょうか。はい、イワイさん。

○記者 日経新聞の岩井です。今日の記者会見での委員長の発言で、法案提出のデッドライン、期限についての言及があったと思うんですけども、どういった趣旨だったか、すみませんがもう一度お願いできますでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、我々の原子炉等規制法と電気事業法は、当然セットで法案を審議していただけないと、高経年化した原子炉の安全規制に支障が出る可能性がありますので、それがセットで審議をしていただくような時期に間に合わせたということです。

そこは、後ろが決まっていたという、そういう事情があるかと思えます。

○記者 それによって、今日の委員間での議論であった規制の基準や規則の中身に関する議論というのが、時間的に難しかったということでしょうか。

○山中委員長 今日の議論というのは、少なくとも十分な議論をするために今日に設定し

たということでございます。少なくとも1時間以上技術的なところの議論というのはさせていただきます、ただ、大本での運転期間に対する考え方の相違性というのは、埋めようがないというふうに私自身が判断いたしましたので、それで決を採らせていただいたということです。

○記者 すみません。質問の趣旨が、今日、ほかの委員から意見が出ていた中で、例えば、60年超、60年目に何を見ていくのかといった議論が十分にできていない中で、法改正の部分だけ議論を急いですることになったというような姿勢で私は受け取ったんですけども、その中身の議論をせずに法改正の議論を優先したということは、デッドラインに合わせるためなのか。

○山中委員長 そういうわけではございません。

まず、我々が考えたのは、運転期間に制限がもしなくなったとしても、仮に。なくなったとしても、あるいは、運転期間がどんな制度になったとしても、高経年化した原子炉に対する安全規制がきちっとできるような制度を、まず大枠としてつくる必要があるかという問題意識を持って、最長10年ごとの認可制度を導入することで、仮に期限がなかったとしても、基準を満たさなければ運転を認めないという、それがきちっと担保できるわけですから、そういう制度設計をまず議論して作っていく。

これまで、原子力規制委員会は高経年化技術評価という下部の保安規定に基づくそういう長期方針を決めるというルールと、40年の認可制度というのがあったわけですから、それをうまく合体させることで、認可制度を30年から10年置きにつくるという、そういう制度設計をまずするということが我々の目標でした。そこに4か月かかってしまったというところでございます。

ただし、下部のどういう物理的な性質を見てということについては40年でも経験を積んでおりますし、30年の高経年化技術評価でもどういうデータを取るべきかということについては、きちんと見られておりますので、特に、50年までは特段そのルールを変える必要はない。60年以降をどうしようかっていうお話については、私の個人的な考えとしてお話を皆さんにさせていただいていると思っておりますけれども、基本的には50年までの劣化評価で私は十分かなと。ただし、炉固有の例えば特徴があるかと思っておりますので、そういったところをきちんと見ていくという、そういうルールにすれば、もっと長い時間、運転期間が設定されても十分規制はできるかなというふうに思います。

○記者 私の質問の仕方が悪いんだと思うんですけども、確かに、経産省側で検討されてきたような法改正が先に国会に提出されて、炉基法が提出されないというのはおかしい事態になってしまうということは理解するんですけども、規制側の検討が仮に終わっていないのであれば、経産省側もそれを待ってくれるのではないかと。今回は、内閣官房ですかね。法案提出を待ってくれるのではないかとと思うんですけども、あえてデッドラインに合わせにいかないといけなかったものなのか。議論を十分にやれましたと杉山委員が言えるまで、議論をしてもよかったのではないかと私自身は思うんですけど

も、その点はどうですか。

- 山中委員長 詳細な議論というのは、これから恐らくしていくことになろうと思いますし、大枠については、杉山委員が本日認めていただいたので、細かな議論というのをこれまで4か月の間ですることはなかったというのは事実ですし、恐らく、50年まではこれまでにいいよという、そういうことは全員合意できたなというふうに思いますので、それ以上のものというのは、まだ時間な余裕もございましたので、特にディテールについては60年以降については、しなかったというのが事実です。

デッドラインに合わせて何かということは特にございませんし、スタートラインとしては、運転期間が、我々が何か物申すことではないという基本的な考えというのは2年前に決めたという、それが生きているものと私は考えて、ずっと審議を続けてきたつもりです。

- 記者 今回の経緯に関してのお考えは理解したんですけども、一般論にするのは難しいのかもしれませんが、仮に今後も、もしかしたら原子力の利用政策と規制のルールというのが、整理が必要な場面がくるかもしれないとは思ってしまっていて、そういった場合に、例えば、今回のような向こうの改正案がもうできあがっている、こちらの改正案ができあがって、今回は合わせて作り上げたということですけども、仮に、規制側の改正案が間に合わなかった場合には、どうなっていくものかというか、利用推進側の法改正というのは待ってもらえるものなのか、どういうお考えでしょうか。

- 山中委員長 今回、かなり問題を複雑にした、あるいは、国民の皆さんが理解しづらかったところというのは、原子炉等規制法の中に運転期間の定めと、高経年化した原子炉の安全規制に関する定め、これがセットになって規定されていて、片一方については、我々は意見を申し述べないということを決めたということだからかなり問題が複雑になった。

片や、運行期間については、利用政策側が、いろんな利用政策はあろうと思うんですけども、今回は資源エネルギー庁が提案されてきて、そういうことが炉基法の中で生じる可能性があるということが分かったので、安全規制に抜けが出てはいけないということで、こういう検討を最初にスタートさせたというのが、最初のスタートだと思います。

今後、そういう何か利用政策の問題が炉規法の中に入っているような事故というのは今のところ考えられませんので、少なくとも原子炉等規制法の何か改正をすれば、我々独自で改正ができる、あるいは、我々独自で検討するということが可能かなと。今回は、我々が意見を申し述べることができないと決めた項目が入っていたということが問題を複雑にしているのかなというふうに考えます。

- 記者 例えばなんですけども、今後、新型の原子炉を開発し、建設していくという規制方針もありますので、それを実行していくにあたって、新しい規制基準というのが必要だということは委員長もおっしゃっていたと思うんですが、これも一例だと思うんですね。規制側がちゃんと準備ができていないと、利用政策としてやりたいことが前に進

まない可能性がある。

こういったときに、例えば、今回、杉山委員が先ほどの会議でおっしゃったような急かされて結論にたどり着いたというようなことを聞くのは非常に私としては残念で、二度とないようにしてもらいたいと、個人的には思うんですけども。

そこで、十分な議論を委員会として実施していくというところが重要なと私は思うんですが、委員長の見解もお願いします。

○山中委員長 もちろん、新しい炉に対する新規制基準を独自でつくるということであれば、それは十分に時間をかけて、きちんと議論をしていくべきことだし、そういうルールを我々独自でつくっていくことが必要かなというふうに思います。

恐らく、杉山委員が言われた時間をかけてというのは、ディテールの部分も含めて、議論を時間をかけてしたかったということだろうと思いますし、その点については、私は大枠については、それなりに時間にかけて、4か月の時間をかけて議論ができたと思っていますし、これは、運転期間がどうなるかともいい制度をとにかくまずつくる。

ディテールは少なくとも40年の運転延長認可制度、あるいは30年から始まる高経年化技術評価で、それなりのディテールはもう決まっているわけですから、その部分に付け足す部分があるのかなのかというのは、これから数か月かけて議論をしていくことになろうかと思っていますし、その部分、杉山委員としては、もう少し踏み込んだ議論をしたということだろうと私は理解しております、

○司会 ほかにご質問いかがでしょうか。はい、ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

私も杉山委員のご指摘についてお伺いしたいんですけども、杉山委員のほうから、今日、国民になかなか理解されていないので、例えば、何か新しい資料を作るとか、そういうことも考えた方がいいんじゃないかというような趣旨のご意見があったかと思っています。

ことについては、委員長はどうお考えでしょうか。

○山中委員長 確かに、運転期間は利用政策で、高経年化評価については安全規制ですという、まずそこをきちっとご理解いただく必要があるかと思っています。

劣化ということと、安全規制ということが、どういう関係にあるのかということについても、より丁寧に分かりやすい資料を、これから作っていく必要があるのかなというふうには思っております。

たしかに劣化は進んでいくから、運転をとにかく延ばすということは非常に危ないという、まず意識はあろうかと思っていますし、劣化が進んでいくことは事実ですし、我々は何をこれからしていかなければならないかということ、運転が進んで、長い時間使われるようになったとしても、基準を満たしているかどうかということが運転を許可できるかどうかという基本の部分だという、この点については本当に丁寧に説明をしてい

かないといけないというふうに思っています。

○記者 あと、今日、杉山委員から、委員会で発言した内容がなかなか次の資料に反映されていないというような指摘もありました。

私も、取材していて、今回の運転延長に関する議論というのは、かなり事務局主導というか、事務局が出した意見に対して何か委員会として疑問を質問したりというのはありましたけれども、なかなか委員会の意見が反映されるという形ではなかったのかなと思うんですが、それは、今改めてどう受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○山中委員長 必ずしもそうは思っておりませんし、基本的な制度の作り方については、私が考えていて、あるいは、杉山委員も考えられていた制度設計が基本になっているかと思えます。

ただ、一転、議論がまだ十分に事務局に伝わっていなかったという点をあえて挙げさせていただくとすると、設計の古さに対して、どういうふうにこれから対応していくのかということについては、何ら書類にもふれられておりませんし、私も何度も発言をさせていただいているんですけども、その点については、確かにこれから議論をしていかなきゃいけない点だと思いますし、議論の資料として抜けていたというのをあえて探すと、私はそんなところかなと。

○記者 今、あえて探すとおっしゃいましたけれども、それはしっかり指摘をして修正を指示した上で了承するのが筋ではないのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも私自身はバックフィットの中で見ていきたいと思いますという意見を委員会の中では申し上げておりますし、杉山委員あるいは伴委員と、そういう形で議論は進めさせていただいたかと思えますので、少なくとも事務局の捉え方として、バックフィット制度の中で見ていけばいいという解釈をされたのかもしれない。

項目として抜けていのかも分かりませんが、私は、少なくとも今のバックフィットの考え方の中に盛り込んでもらうということで十分かなと思っていますので、私自身は特に何か抜けがあったとは思いませんけど、杉山委員のご依頼で反映されていなかったという、そんなところかなという。そのほかは思い浮かばないです。

あと、事務局主導というのは、私は否定させていただきましたけれども、必ずしもそうではない。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。はい、マスイさん。

○記者 東京新聞のマスイです。よろしくお願ひします。

石渡委員がおっしゃっていたんですけども、審査を中断して検査に入った事例がいまでもありました。敦賀2号とか柏崎刈羽とかが念頭にあるのかもしれないですけども、事業者の責任でそういうことが起きて、不本意ながら検査に入らざるを得なかった、その運転期間を延ばしていいというのは非常におかしい。審査をしている人間とし

ては耐えられないというふうにおっしゃっていたんですけれども、山中委員長も委員長になる前はプラントの審査をする側にありました。

この石渡委員のご発言に対して共感する部分はなかったのでしょうか。

- 山中委員長 今日議論の中でお話をさせていただきましたけれども、審査のありようと高経年化の評価のありようというのは、私は別に考えたらいいのかなというふうに思います。

審査に対して、非常に不誠実な事業者が対応すれば、当然そこを審査の中できちっと判定していけばいい話でありますので。そこはそことして、審査の中で考えていけばいいことだと思ってます。

ただ、審査期間が長くなるということが、仮に高経年化する原子炉が増えていくということで、委員ないしは審査官に無用なプレッシャーをかけるというのはよろしくありませんし、そこがあるならば、そこは違うんだよということをきちっとご理解をさせていただいて、厳正な審査を阻害するような案件にならないように、きちっと配慮はしていきたいというふうに思っています。

一方、高経年化に対する審査というのは、あくまでも基準に対して満たしているかどうかとうことでございますので、長くなれば当然、基準を満たすというのが難しくなってくるわけでございますし、無用に事業者が延ばすということは考えにくいですが、少なくとも高経年化の審査というのは、ある基準があつて、それを満たさなければ運転ができないという判断をするわけですから、特に延びたから何か問題が生じるというは、私は思っていません。延びて満たさなければ運転できないということになるわけですから、それだけの話だと思います。

- 記者 審査を厳格にすればするほど、運転期間も長くなるということで、委員の責任も重くなると思うんですけれども、これまで期限を切っていたより無制限というか、延びることになって、ということに対する思いとか懸念というのはどうでしょうか。
- 山中委員長 特にそういう懸念は抱いておりません。

高経年化についてはきちんと審査をしますし、基準を満たさなければ運転できないということになるわけですから、満たせば年数がたつていても止まっている期間が長くても、基準を満たしてはいれば運転を認可するということになりますので。

それいわゆる新規制基準に関係するような審査というのは切り離して厳正にやっていたとすることが基本かと思えますし。ただ、審査を担当する委員、あるいは審査官にプレッシャーになるようなことがもしあるとすれば、そこは解消していくというような説明をきちんとしないといけないかなというふうに思います。

特に、その部分については審査に関係するような委員に、心配する必要はない、厳正に審査をしてくださいという、それに尽きると思えます。

- 記者 あとは、臨時会合で、60年以上の劣化のデータを論文としてあるといわれていたと思うんですけれども、実績として、世界で運転した原子炉というのは53年が最高なん

ですけれども、それは、実機というか何のことを言われていたのでしょうか

○山中委員長 実機で、例えば中性子脆化について、より先のデータまで実炉のデータとして取ることが可能ですので、そういうデータはあります。中性子脆化についてはあります。あるいは、コンクリートとか電気部品の劣化については、きちっと加速試験の予測式なんかがあるので、先まで見通すことができますよ。

あるいは、電気部品については、劣化が進めば、当然、交換してもらおうということも必要になってきます、交換ができます。

そういう意味で、先まで予測が可能であるというお話をさせていただきました。

それは、論文もちろん出ているでしょうけれども、審査書の中で読めるようなデータです。

○記者 それは、あくまで、今まで53年までしか運転した原子炉はないけど、予測式とかで60年、70年、80年というのがあるという、海外の論文のことを言われている。

○山中委員長 海外というよりは、実炉のいわゆる審査データとして中性子照射の高照射のデータがもう既に取りれているということもありますし、予測式も例えば、海外の例もございまして、国内の様々な規制機関のデータ集なんかもありますので、そういう予測式もきちっと表現されているということで、予測も可能ですよという、そういう表現をさせていただきました。

○記者 まだ、60年超の規制は、具体的にも決まっていませんけれども、今後、そういうものを大事にして決めていくことになるのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、10年置きに、これから審査をしていきますので、40年でももちろんやりますし、50年でもやる。ということは50年からは60年以上のデータが見えるようになるということですし、そういうものを見ながら、先までいろんな評価をしていけることになる、いうそういうことです。

○記者 最後の質問ですけれども、会見で2回くらい言われていましたけれども、60年間の評価も、基本的には50年まででいいというのは、どういうふうな根拠なのでしょう。

○山中委員長 少なくとも60年の審査というのは、60年そのものの健全性評価と、そこから先10年までの基準を満たしているかどうかの評価になりますので、60年は恐らく物理的な特性については50年とそう変わるものではないかなと思っています。

ただ、60年というのは、これまでの会見の中でもお話したように、炉の特徴をさらに考えるような項目というのを付け加える必要はあるかなとは思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。後ろのヤマノウチさん。

○記者 電気新聞のヤマノウチです。

今日の議論で、新制度への移行期間の言及が特になかったように思います。施行期間は2年を超えない日ということになっているんですけれども、この期間について何かご

所感はありますでしょうか。

○山中委員長 おおむね、2年とか3年くらいの期間だろうなというのは予測しておりましたけども、今日、2年というのが出ましたね、具体的に。

2年ということについては、違和感は特にございません。妥当な移行期間かなというふうに思います。

○記者 この2年の間に、旧制度の認可可制度の審査と、新制度の長期施設管理計画の審査が両方出てきて、立て込む可能性もありそうで、審査側にも負荷がかかるのではないかと考えているんですけれども、何か手立てをする必要があると考えていますか。

○山中委員長 相当大変だろうなというのは予測をしております。

何か交通整理のようなものをお互いに協議することですする必要があろうかなと。

事業者で、例えばATENA（原子力エネルギー協議会）のようなところと協議をして、その手立てを考える必要があるかなというふうに思っています。具体的にはまだ始まっておりませんで、これからかなと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 2回目のご質問に入ってもよろしいでしょうか。1回目の方はよろしいでしょうか。それでは、最前列の方、お願いします。

○記者 度々失礼します。短く1問だけで。

この会見の中で、山中委員長は国会の法案提出というデッドラインがあったことは認めるということは何度か繰り返されたんですが、3条委員会として、委員会の独立性、政治からの独立を確保できていたとお考えですか。

○山中委員長 特段問題だったとは思っていません。

きちっと我々は、大枠の議論は、少なくとも4か月をかけて議論することができましたし、当然、最後の締切りとして、法案を通すということが、安全規制上、重要なポイントになってくると考えましたので、そこは一つの締切りかなというふうに。

○記者 理解できなかったんですけれども、この法案を通すということが、規制庁として安全規制上重要なポイントだったということですね。

○山中委員長 これまでも何度かお話しいたしておりますけれども、少なくとも私は、運転期間については、利用政策側が考えるべきものであって、私どもが意見をのべるべき事柄ではないという結論については揺るがないものであると考えて議論を進めてきたというのが基本的な考えでございますので。

まず、運転期間が仮に全く期限を持たないという一番厳しいケースに対しても対応できるような制度設計をするというのが我々の務めでもあるというふうに考えましたので、そこが出発点になっていると思います。

今回提案させていただいた30年から最大10年ごとで規制をしていくという認可制度にするというのは、期間が仮に設定されないような制度になったとしても十分高経年化し

た原子炉の安全規制が担保できる制度であるというふうに考えておりますし、そこが基本になりましたので、その議論をまずさせていただくということが大事なということ、それを4か月させていただいたというところです。

○記者 ありがとうございます。

確認ですけれども、今回の法案提出というのは、上限を取っ払って、資料にもありませんけれども、エネ庁と規制庁の事前協議の。上限なしの、100年越え、最大未来永劫というのは難しいですけれども、上限がない原発の運転延長も対応するという改変をしたということですね。

○山中委員長 安全規制というのは、何度もお話をしておりますけれども、劣化が進んでいけば、基準を満たさなければ運転はできませんので、運転が仮にその利用政策側で無制限になったとしても、安全規制側で基準を満たさなければ運転を認めないということでございます。運転期間がどうなるろうとも、我々の規制はきちんと働くという、そういうことでございます。

○記者 ありがとうございます。

基準を満たさなければ運転できない。その基準を決めるのはこれかということですよ。中身はない、60年超え以降。

○山中委員長 少なくとも、年最大10年、30年から認可制度を導入するという大枠はきちんと決めさせていただいて、少なくとも50年までについては現行の物理的な性質をきちっと見ていけば、それで十分安全規制ができる。

ただ、50年以降、少なくとも次の60年というのは、まだ時間的な余裕もございまして、どういうことを見ていくべきなのかというのは、これからきちっと議論をしていけばいいというふうに考えています。

○記者 ありがとうございます。質問の趣旨が反れてしまつて。

3条委員会として国会の法案提出のデッドラインはあったけれども、それは3条委員会として政治から独立していたという判断をしたということですね。

○山中委員長 少なくとも、厳正な安全規制が遂行できるようにその期限に間に合わせる必要があったということで、独立性に何か毀損するようなものであったとは考えていません。

○記者 デッドラインがあったので、議論が十分にできなかったとおっしゃる委員が実際におられ、これは私の意見ではなくて、そして、議論の順番、基準が決まっていないのに制度だけ決めるのは違和感とおっしゃっている3条委員会の委員が2名おられたんですけど、それは、政治からの独立が確保できていたかどうかというのは、山中委員長のご意見ということで、これは別に委員会としての意見ということではないということですよ。

○山中委員長 恐らく、ほかの委員も独立性に毀損するような事案であったというふうには思っていないと思いますが、技術的な詳細について、もう少し議論をしたかったとい

うのは、杉山委員は恐らく技術的なディテールを議論したかったということだろうと思いますし、何か独立性が侵されたというような、そういうコメントであったとは思えません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ご所属とお名前だけお願いします。

○記者 最初に言うのを忘れていました。

LCMプレスのおシドリです。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。2回目の方。オカダさん。

○記者 度々すみません。東洋経済新報社のオカダです。1問だけ。

先ほど委員長が、仮に利用政策側で運転期間の定めがなくてもきちんとした科学的根拠に基づいて安全規制がきちんとできるというふうに断言されておられたんですが、例えば、中性子照射脆化でも、予測式の妥当性を巡って、まだきちんと議論が定まっていないということもあったかと思うんですけども、果たして、本当に白か黒か原子炉はこれだけたくさん部品があり、中に入ることもできない、監視試験片も40年以降になると十分用意できていないとか、様々な問題が指摘されているんですが、そういうような状況であっても60年、80年、100年できちんと写真で撮ったように安全か、安全じゃないかというのが分かるものなのか。その辺が非常に疑問に思うんですけども、どうなんでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、60年まではきちんとした評価が、実データが、いわゆる照射量の多いPWR（加圧水型原子炉）についても、実データがございまして、60年以降のデータも実データがとれていますので、特に何か中性子脆化に対して問題があるというふうには思っていないです。

また、BWR（沸騰水型原子炉）については、たしかに監視試験片の問題というのはあるかと思いますが、PWRに比べて二桁も低い中性子照射の照射量ですので、特段、その中性子照射について、脆化が問題になるような事案であるというのには思っておりませんし、当然、その予測式についても二桁低いところでの予測をすればいい話ですので、特段、その予測式が大きな問題なるというというのはBWRについては思っておりません。PWRについては実データで中性子脆化について評価を行っていますので、実データがある以上は、そのデータに基づいてきちんと基準を満たしているかどうかという判断をしていきたいというふうに思っています。

満たさなければ運転を許可しないというだけの話です。

○記者 高浜原発の1号機などはかなり実際に中性子照射脆化に関して、心配の声もあがったりとかしているわけですけども、そういったことというのは特段問題がないということなんですか。

○山中委員長 特に、中性子脆化についてはご心配の向きがいろいろなご意見としても伺

っていますし、そこについてはきちっと見ていくつもりです。少なくとも、40年について、何かデータに、私自身も直接その審査には加わっておりませんが、データを見せていただいて疑義があるとは思いませんし、少なくとも、また50年で同じようなデータをとって、それを再確認するというところになるかと思っております。特に、今、PWR、高浜という名前が出ましたけれども、何か疑義がある、問題があるというふうには考えていません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問はいかがでしょうか。マサノさん。

○記者 フリーランスのマサノです。

細かい質問で恐縮ですが、先ほどの予測式がある、交換できるということをおっしゃられたと思いますが、石渡委員は、今日、見解が出る過程のプロセスの議論として、ATENAの資料には部品が古くて調達できないということをおっしゃられていました。

具体的に、設計の古さというのは結局そういうことだと。そうすると、部品が交換できる、できないということも含めて、検査項目に入らなければおかしいと思うんですけども、1,000万点以上あるといわれる設備ですね。以前も聞かせていただきましたけれども、全部を見るわけではないとおっしゃっていましたが、どこまでそれを基準の中に組み込めるとお考えでしょうか。

○山中委員長 調達の問題については、事業者自身の問題で、それが調達できなくなって、安全上、問題があれば、当然運転ができなくなるというだけの話だというふうに思っています。

今日、設計の古さと言われましたけれども、その古さの要因、何かに影響するものだとは思いますが、施設設計思想にかかわるようなものではないので、調達の問題かなと私自身は理解しております。

それは、もう事業者がきちんと調達ができなければ、あるいは特殊なものを作らせて調達できなければ、それは原子炉としての安全が担保できなければ運転できなくなるということに過ぎないと思います。規制がすべて面倒を見ないといけないという事柄ではないかなと思います。

○記者 運転期間がなくなっても、高経年化制度で基準を作ってみていくから大丈夫なんだということをおっしゃられていました。それで安全は保証されるものとお考えでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、100%の安全はないというのは常にお話をしておりです。

基準を満たすかどうかで、運転を許可するかどうかということは判断ができるというお話はさせていただきましたけど、100%安全を保証するものではないです。

○記者 おっしゃるとおりだと思いますけれども、今まで新規制基準に関しては、基準をクリアしたからといって、それが安全を保障するものではないと繰り返し述べていると

思います。

ニュアンスが、しかし、今回の高経年化評価については、安全なんですというアピールしか聞こえてこなかったんですが、その辺の意識の差はあるんでしょうか。

○山中委員長 特に、それが意識の差があるとは思いません。基準を満たせば運転を認可するという表現は今日もしましたけれども、何か安全を担保するというわけではございません。

○記者 高経年化制度について、議論し始めたころ、この高経年化制度は今よりも厳しくなるとおっしゃっていましたが、今日に至っては、今までどおりでよいのだというのを繰り返しおっしゃられたと思いますが、なぜ、矛盾が生じているのでしょうか。

○山中委員長 それは誤解であって、制度全体としては、より厳正な制度になっていると思います。

ただ、個別の各年度での、例えば10年ごとの物理的な評価項目については、50年までは少なくとも今までの評価方法で、60年までは十分評価できているでしょう。

それは、40年の運転延長認可制度というのが十分機能しているというふうに私どもは考えておりますので、そういう話をさせていただきました。

10年ごとの認可制度を導入するというので、より厳正になったということは間違いないというふうに考えています。

○記者 その10年間ごとの審査の基準について、今日、24ページで金子次長が補足されたと思いますけれども、枠組みはできたということで、今後、規制庁が検討して行って、原子力規制委員会が、それでいいか悪いかという判断をまたすることになるんじゃないかと思いますが、これまでの、昨年7月以来のエネ庁と規制庁の誰も知らないところでの、密室でのやり取りがあったことを思うと、この基準づくりで、密室状態でまた規制と推進側が一体となつてつくるといったことの疑念が国民の中には当然、沸くと思いますが、どうお考えでしょうか。

○山中委員長 今までもそうですけど、少なくとも、法的な枠組みについての何か方針は聞き取ったかもしれませんが、規制の中身について、何か要望があつてそれを聞いたという話は一切聞いておりませんし、今後、当然どういう面談がされて、どういうことを議論されたかというのは、当然、皆さんに公開していくこととなりますので、そんな議論をされるとは到底考えておりません。

○黒川課長 総務課長の黒川です。

だいぶ時間も来ていますので、短めにお願いします。

○記者 分かりました。あと2問です。

令和2年の見解で、今日、石渡委員が、科学的技術的に一意の結論を得ることは困難であり、長期停止期間を含めるべきかいなかについて、一意の結論を得ることは困難であり、特定期間を定量的に決めることはできないということが5ポツに書かれている。6点の中の。

だからといって、運転期間をなくしていいものではないということおっしゃられました。そのとおりだと思うのですが、なぜ、運転期間をなくすということになってしまったのでしょうか。改めてすみません。

○山中委員長 これは繰り返しになりますけども、運転期間ということについて、我々が何か運転をここで止めないといけない、あそこで止めないといけないということが、何か科学的な根拠があればそういう決断ももちろんできたとおもいますが、原子力発電所の寿命というのは、使われている環境、あるいは原子炉によって当然変わっていくものですし、どういう運転期間を設定するかということについては、利用政策側、これは運転を短くするという政策もあれば、長くする政策もある。

そちらでお考えいただくべきことです。我々は、安全規制について、きっちりと高経年化した原子炉に対して、それが実施できるようなことをしっかり考えていけばいいというのが趣旨です。

○記者 本当に最後です。

山中委員長は今日、時間がたてばたつほど高経年化については、炉によって差が出てくるとおっしゃいました。これが何のことか分からなかったのも、いったいどので原発のことをおっしゃっているのか、具体名をお願いします。

以上です。

○山中委員長 大きな差が出てくるのは、例えばPWRとBWR。例えば、中性化脆化については二桁も違うような中性子照射量になりますので、全然劣化の度合いが変わります。

原子炉の種類によってそういう差が出るというケースも、端的な一番分かりやすい例としてはそうかなというふうに思います。

当然、同じPWRでも使用環境が変われば中性化の度合いも変わってまいります。

そのほかの材料の劣化についても当然、その炉ごとで使用環境というのは変わってきますので、劣化の度合いというのは当然変わってきます。

極端な例で言うと、PWRとBWRで使用環境はかなり違いますので、そういった差というのが一番、端的に分かりやすい例だと思います。

○司会 ほかにご質問はありますか。それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —

※1 当該原子力規制委員会は令和2年7月29日に開催していますので、正しくは「平成」ではなく「令和」です。

※2 当該原子力規制委員会は令和2年7月29日に開催していますので、正しくは「7月9日」ではなく「7月29日」です。